

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

(令和2年5月28日版)



*マニュアルは、最新の知見や状況等を踏まえ、随時、更新する。

1 重点目標

- ・新型コロナウイルス感染者や及び濃厚接触者の早期発見・早期対応に努める。
- ・新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別（いじめ）防止に努める。

2 校内体制

(1) 対策本部の設置 企画委員会メンバー

(2) 対策本部の役割

平時：感染対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認 等
感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信 等

(3) 対策組織

【対策本部】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、保健主事、養護教諭 など

【保健チーム】

保健主事、養護教諭

- ・感染対策の指導・徹底。
- ・生徒等の健康状況の集約、体調不良時の対応に係る体制整備等

【生徒支援チーム】

生徒指導主任、学年主任
教育相談担当等

- ・登校時の健康状態確認の指揮
- ・感染者や濃厚接触者等に対する差別・偏見・いじめ等の防止、心のケア、S Cとの連携等

【教務チーム】

教務主任、学年主任、
学級担任等

- ・時間割の作成、授業実施形態の検討
- ・学習内容の精選等

3 保健管理の徹底

(1) 基本的な感染症対策の実施

①感染源を絶つ。

- ・発熱等や風邪の症状がみられる生徒・教職員については、自宅で休養させることを徹底する。
- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認をする。
- ・登校前に確認できなかった生徒については、技術室で検温及び風邪症状の確認をする。

【確認内容】

- ・発熱・咳・喉の痛み・倦怠感・だるさ・目の充血・嗅覚・味覚異常等
- ・濃厚接触者になっていないかを確認する。（家族内の発熱等の有無）

【対応内容】

- ・熱がある場合は登校できない。登校した場合は早退させる。
- ・保護者から、発熱、咳が出る、喉の痛み等の風邪症状に関する相談・連絡がきた場合は、自宅で休養させる。かぜ症状で登校できなかった場合は欠席扱いにしない。
- ・登校前に検温していない生徒は、教室に入る前に、放射温度計にて測定及び風邪症状の有無の確認をし、熱がある場合は、技術室で待機させ、保護者へ連絡して自宅で休養させる。
- ・熱はないが元気がない等の場合は、再度検温を実施し、症状に応じて保健室へ連絡する。
- ・罹患した場合や濃厚接触者である場合は、出席停止となる。

- ・医療的なケアが必要な基礎疾患のある生徒の保護者から、感染が心配で学校へ行かせたくない相談を受けた場合、主治医や学校医等に相談の上、登校ができないと判断された場合については、出席停止扱いとする。

②感染経路を絶つ。

- ・3つの咳エチケットの指導を徹底する。
（1 マスクの着用 2 ティッシュ・ハンカチで口や鼻を覆う 3 袖（腕）で口や鼻を覆う）
- ・こまめな手洗い強化及び手の消毒の徹底をする。（トイレ後・給食前後・運動後等）
- ・ハンカチやタオルは共有しない。
- ・教室やトイレ等生徒が利用する場所のうち、多くの生徒が手を触れる（ドアノブ、手すり、各教室のスイッチ）は、適宜消毒を行う。（各階学年職員）

③抵抗力を高める。

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠・適度な運動やバランスのよい食事の指導をする。

（2）集団感染のリスクへの対応【3密（密閉・密集・密接）】

①教室内換気の強化及び徹底をする。

- ・2方向の窓を同時に開け、通気性を保ちながら活動する。（授業中、給食時、清掃時）
- ・教室の窓、出入口及び廊下の窓を開ける。（保健委員・職員）
- ・体育館や特別教室等については、管理担当者が窓を開ける。

②マスク着用の徹底をする。

- ・特に近距離での会話の際は、必ずマスクを着用する。
- ・むやみに鼻や口をさわらない。

③給食時の指導

- ・給食時は、マスク着用・手の消毒の徹底をする。また、飛沫が飛ばないように配膳・食事
中の会話の禁止・席の配慮等を行う。
- ・給食衛生観察簿の点検を強化する。

④医療的ケアが日常的に必要な生徒への配慮をする。（喘息等の呼吸器疾患）

⑤感染者や濃厚接触者に対して、偏見や差別（いじめ）が起こらないように指導する。

⑥消毒の徹底をする。

- ・休憩時間後、各階の手洗い場、トイレの消毒の実施をする。（各学年職員）
- ・放課後、多くの生徒が手で触れるドアノブ、手すり、各教室のスイッチの消毒の実施
- ・トイレ掃除については、必ずマスク・使い捨て手袋を着用する。掃除後の手の消毒を徹底する。
- ・職員室のドアノブ・電話機・共有パソコン・コピー機等の消毒を実施する。（4学年職員）

⑦学校行事

- ・人と人の間隔をあける。
- ・必要以外の会話はしない。

⑧授業（各教科担任職員で予防対策を検討する。）

⑨部活動（各部活動顧問で予防対策を検討する。）

⑩学校で発熱を確認した場合の対応

- ・職員室へ連絡する⇒応接室で待機する⇒早退させ保護者へ引き渡す。（職員室職員）
- ・症状がなくなるまで自宅で待機する。出席停止扱いとする。

⑪職員の健康観察

- ・毎朝の検温及び風邪症状の有無を確認→職員室（佐藤机脇）ボックス入れる→管理職点検
- ・症状がなくなるまで自宅で待機する。出席停止扱いとする。
- ・罹患した場合や濃厚接触者である場合は、出勤できない。

4 1日の感染予防の流れ

①登下校時

- 昇降口で密集が起こらないように入出口を分ける。
 - ・1. 3年昇降口。2年体育館出入口。
- 昇降口手前のロープで区切られた、学年レーンをソーシャルディスタンスを保ち1列で歩く
- 登校時間帯を分散させる。
 - ・徒歩通の生徒の登校時間で調整する。(7:30～7:50までに登校する。)
- 全学年、朝、昇降口で健康観察・検温実施及びマスク着用について確認する。(各学年職員)
 - ・検温していない生徒は、その場で放射体温計で測定する。(各学年職員)
 - ・熱があった生徒→技術室にて待機→早退させ保護者へ引き渡す。(職員室職員)
- 昇降口で、手の消毒をしてから教室へ入る。マスク着用の徹底をする。
- 下校時も必ず手の消毒をしてから帰宅する。マスク着用の徹底をする。
- マスクについては、原則学校で配布しない。(布マスク配布済み)
 - ・マスクを着用していない生徒については配布する。
- 登下校時は、ソーシャルディスタンスを守り、できるだけ会話は控える。
- バス乗車中は、窓を開けできるだけ会話は控える。(バス会社へ換気依頼)
- できるだけ、窓側に座るようにする。
- 電車通の生徒(上り)には、携帯用手指アルコール消毒液を配布する。

②朝の会

- 健康観察を強化する。
 - ・必ず確認項目を確認し、生徒の表情をよくみて健康観察を実施する。
 - ・健康観察表より家族内の発熱等の有無の確認の徹底を図る。
 - ・咳をする生徒については、喘息、花粉症等様々な原因が考えられるので、丁寧な問診を心がけ、いじめの対象とならないように配慮する。
 - ・医療的ケアを必要とする生徒等や基礎疾患を有する生徒等については、主治医や保護者等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。

③授業中

- ・教職員は飛沫飛散防止のためマスク及びフェイスシールドを着用し、生徒等と可能な限り身体的距離(おおむね1～2m)の確保に努める。
- ・生徒等は、通常マスクを着用し、特に、近距離での会話や発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。
- ・体育の授業は、マスク着用はしなくとも良いが、十分な対策をとる。(5/21 付け事務連絡参照)
- ・マスク着用時は、定期的に水分補給する等特に熱中症に注意する。
- ・熱中症など健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外しても良い。その際は、換気や生徒との間に十分な距離を保つ。
- ・体育の授業等でマスクを外す場合は、内側に折りたたんで清潔なビニール袋や布等に入れるなどして清潔に保つ。
- ・生徒同士が密接しないように、机の配置をする。(1～2m離す)
- ・座席等を使用しない場合であっても、身体的距離(おおむね1～2m)を確保する。
- ・教室等は、可能な限り、常時、2方向の窓(やドア)を同時に開けて換気を行う。エアコン使用時であっても換気は必要。(1時間5分程度推奨)
(各教室及び廊下の窓や出入り口を開ける。対角線上の窓を2つ以上開ける)
- ・窓のない部屋では、常時入口を開けておいたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- ・換気に伴い、夏場等は必要に応じ、可能な範囲で蚊対策等を行う。
- ・共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。
- ・共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で、手洗いを徹底する。

- ・自立活動の指導等については、生徒等との身体的接触がやむを得ないことから、生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

④休 憩

- ・教室等の窓（やドア）を大きく開放し、十分な換気を行う。
- ・特別教室やグラウンド等での活動後やトイレ使用後等、手洗いや手の消毒を徹底する。
- ・ソーシャルディスタンスを守る（近距離での会話は避け、大声を出さない）
- ・トイレや手洗い場を使用する時は、ソーシャルディスタンスを守り、使用禁止場所は使わない。
- ・トイレや手洗い場は、クラスで西側・東側に分けて使用する。

⑤給 食

- ・給食衛生観察簿の点検を強化する。
（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。）
- ・給食の配膳を行う生徒等は、手洗いとミクロテクトによる消毒の徹底し、マスク及びフェイスシールドを着用する。配膳は各自で行う。
- ・全ての生徒等が、食事の前の手洗いとミクロテクトによる消毒の徹底する。
- ・密集を防ぐため、給食前の手洗い場については、各階指定の特別教室も使用する。
1年 美術室（4F） 2年 理科室（3F） 3年 調理室（2F）
- ・食べる際は、飛沫飛散防止のため、机を向かい合わせにしない。
- ・会話を控えるなどの対応をとる。
- ・マスクを外す場合は、内側に折りたたんで清潔なビニール袋や布等に置くなどして清潔に保つ。

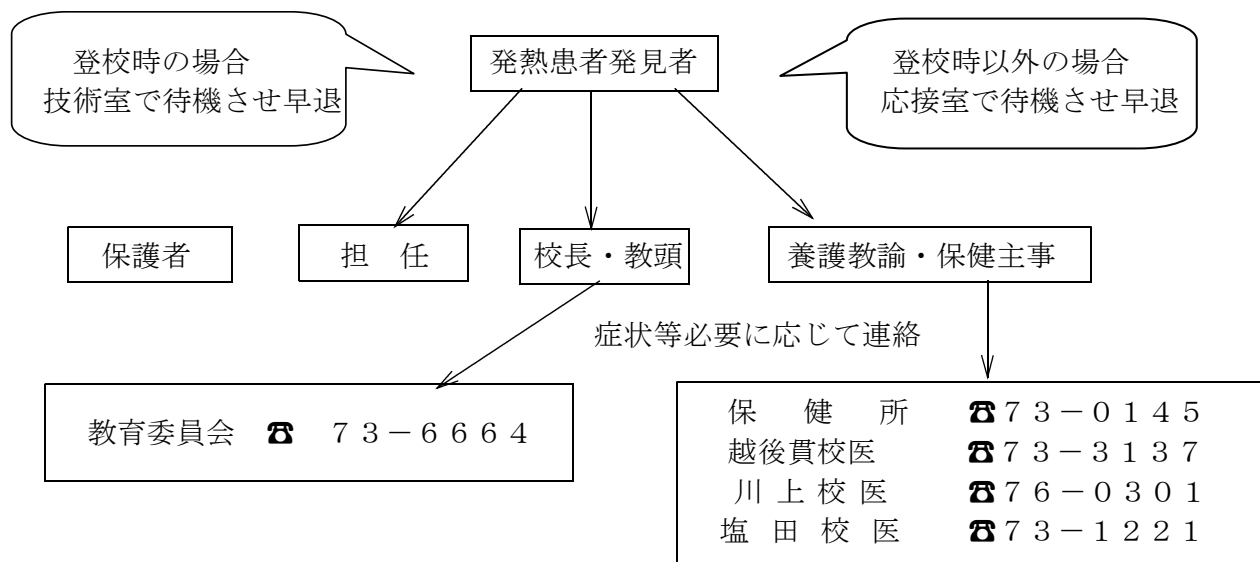
⑥掃 除

- ・ソーシャルディスタンスを守り、できるだけ会話は控える。
- ・生徒に、トイレ掃除はさせない。
- ・トイレ内はよく換気する。便からウイルスが検出されることがあることから、フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。

⑦早退時

- ・他の生徒への感染予防の徹底を図る。
- ・早退させる場合、職員室に連絡→応接室にて待機→保護者に引き渡す。（職員室職員対応→佐藤）
- ・職員は、フェイスシールドを着用し対応する。

発熱者発生時の校内緊急体制



学校で生徒等の発熱や風邪症状等を確認した場合

＜早退させる場合＞

- ・登校時→技術室で待機→早退させ保護者に引き渡す（大久保・職員室職員→佐藤）
- ・職員室に連絡→応接室で待機→早退させ保護者に引き渡す（職員室職員→佐藤）
- ・発熱早退者一覧表に記入する（対応職員、佐藤机上）
- ・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。
- ・感染拡大防止の必要上、当該生徒等が明らかになった場合等、差別・偏見・いじめの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

＜保護者連絡＞

- ・相談・受診の目安にあてはまる場合は、すぐに 帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医療機関（小児医療機関）に電話等で相談するよう、保護者に伝える。
 - ①症状を伝える。
 - ②病院を受診する場合は、必ず電話連絡をしてから受診する事を伝える。
（問診等があるため、行動記録を持参するとよい）
 - ③帰宅後の様子等について連絡する旨伝える。

＜相談・受診の目安＞

以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談（該当しない場合も相談可）

- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状の いずれかがある場合
- ◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）

※帰国者・接触者相談センター

- ・夷隅保健福祉センター ☎0470-73-0145
平日 午前9時～午後5時それ以外は電話相談窓口

- ・電話相談窓口 ☎0570-200-613

⑧部活動

- ・運動不足の生徒もいるため、けが防止に十分に留意する。また、発熱等風邪症状がみられる場合は自宅で休養させる。
- ・生徒の健康・安全のため教師が活動状況を確認する。
- ・可能な限り屋外で実施する。
- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用の徹底をする。
- ・屋内においては、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- ・用具等については使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・部室の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえる。
- ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業の取り扱いと同様。
- ・熱中症対策として、こまめな水分補給をさせる。飲み物の回し飲みは禁止。

<職員>

①出勤時

- ・職員玄関で手を消毒をし、マスクを着用する。
- ・健康観察表を提出する。(佐藤机脇)→管理職点検
- ・検温してこなかった職員は、必ず検温をする。
- ・休日等の行動についても、分かるようにしておく。
- ・教室の窓・出入口のドア・廊下の窓を開ける。(各学年職員)
- ・生徒昇降口・職員室の窓・1階廊下の窓を開ける(日直)
- ・発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職等へ連絡する。
(相談・受診の目安にあてはまる場合は、帰国者・接触者相談センターに相談する)

②授業時

- ・無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で生徒等と接する際は、フェイスシールドを着用し可能な限り、身体的距離(おおむね1～2m)の確保に努める。
- ・人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」をできる限り避け、マスク着用及び換気徹底に留意する。
- ・職員室、学年室等の換気、教職員座席等の距離確保をする。

③休憩時・給食前・放課後(学校施設や用具等の消毒について)

- ・学校施設や用具等の消毒については、多くの生徒等の触れる場所(教室等やトイレのドアノブ、手すり、スイッチ他)や共用の教材・教具・情報機器などを、1日1回以上、消毒液で適切に消毒する。
- ・必要箇所等の消毒をする。
1階(4学年職員) 2階(3学年職員) 3階(2学年職員) 4階(1学年職員)
- ・特別教室は使用後等に適宜、担当者が消毒をおこなう。

<教室・特別教室等の消毒>

1 消毒方法

(1) 塩素系消毒剤使用の場合

- ①バケツに水2ℓを入れ、次亜塩素系消毒液をキャップ2杯入れる。(マスク・手袋着用)
- ②雑巾を浸し、生徒が多く触れる箇所を拭く。

(2) アルコール消毒剤等の場合

- ①噴霧器の中にアルコール液等を入れ、噴霧する。出過ぎた箇所はペーパータオル等で拭き取る。

2 消毒する場所

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| ①教室 | ⇒ 次亜塩素系消毒剤拭き |
| ②ドアノブや手すり | ⇒ // |
| ③スイッチ | ⇒ // |
| ④配膳台(給食前) | ⇒ ミクロテクト噴霧または次亜塩素系消毒剤拭き |
| ⑤手洗い場の蛇口 | ⇒ ミクロテクト噴霧 |
| ⑥トイレのノブ等 | ⇒ ミクロテクト噴霧 |
| ⑦学年室 | ⇒ 次亜塩素系消毒拭き |
| ⑧職員室等ドアノブ
電話機・共有パソコン
コピー機等 | ⇒ 次亜塩素系消毒拭き |

3 消毒する時間(目安)

- ①～⑥放課後、休憩時等。 ④給食前。 ⑦朝、休憩時等。

4 消毒分担

1 階（4 学年職員） 2 階（3 学年職員） 3 階（2 学年職員） 4 階（1 学年職員）

＜トイレ掃除及び消毒方法＞

・便からウイルスが検出されることから、トイレ清掃は職員が行う。その際、十分な換気やマスクや手袋着用をする。

1 消毒方法

・消毒は、バケツに水を 2ℓと塩素系漂白液をキャップ 2 杯入れる。

2 掃除の手順

①換気を行い、マスク・使い捨て手袋をつける。

②トイレ用洗剤（酸性）を使い、便器をブラシで掃除する。

③床をはく。

④周囲は、ペーパータオルを消毒剤をつけ拭く。（ペーパータオルは流さない）

（ドアノブ→洗浄レバー→便座→便器等）

⑤消毒液の入ったバケツに雑巾を入れて浸す。

⑥雑巾をしぼり、床掃除用ワイパーにつけて床をふく。

⑦床を拭き終わったら、雑巾をすすぐ。

⑧使い捨て手袋・ペーパータオルをビニール袋に入れ、封をして捨てる。

3 消毒する時間

・掃除の時間や放課後

4 消毒分担

・ 1 階（4 学年職員） 2 階（3 学年職員） 3 階（2 学年職員） 4 階（1 学年職員）

本校の配布消毒剤

①次亜塩素系消毒剤・・・トイレ、教室内等（使用は教師のみ、手袋着用）

・バケツのテープ印まで水を入れ、消毒剤キャップ 2 杯を入れる。

②アルコール消毒・・・手指、教室等

③ミクロテクト（無臭）・・・手指（給食時）、教室内等

④退勤時

・職員玄関で、必ず手の消毒をしてから帰宅する。

⑤その他

・外部からの来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。

（職員玄関で来室者受付名簿に記録（健康状態等）してもらい学校内に入ってもらう）

・職員は、配布した携帯用アルコール消毒液で、こまめに手指の消毒及び手洗いをし予防に感染予防に努める。

5 出欠席等の扱い（感染・濃厚接触者以外の場合を含む）

生徒等の出欠席等の扱いは、原則、以下のとおりとする。

状 況		生徒等の出欠席等の扱い	教職員
1	感染が判明した場合	治癒するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	療養休暇
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所が定めた期間（感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間が基本）、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	職務に専念する義務の免除
3	発熱や風邪症状がみられ自宅で休養する場合	「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 （文部科学省：学校再開ガイドラインより）	特別休暇
4	同居する家族が濃厚接触者に特定された場合	児童生徒等本人に発熱や風邪症状がない場合については、登校して差し支えない。ただし、保護者から欠席の相談があった場合は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	教職員本人に症状有 特別休暇
5	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 （文部科学省：学校再開ガイドラインより）	教職員本人に症状有 特別休暇 （診断書等あれば療養休暇）
6	海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	その期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。 （その後、健康状態に問題がなければ登校可） 文部科学省：学校再開ガイドライン、教育活動の再開等に関するQ&Aより）	検疫法第16条第2項に規定する停留 特別休暇
7	児童生徒等に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合	①感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合 →「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 （文部科学省：教育活動の再開等に関するQ&Aより） ①に該当しないが、校長が必要と認める場合 →「出席停止」とする。（勝浦市） （令和2年4月2日付け教安第1号別紙より）	

- ・妊娠中の女性教職員に対して、以下のホームページを参考 にして、配慮する。 厚生労働省
「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料※等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』
(令和2年4月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

<参 考>

校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている 疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校 保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第19条、令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡より】